

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：株式会社高見澤
住所：長野県長野市大字鶴賀字苗間平 1605 番地 14

2. 指名停止措置期間 自 令和 7 年 2 月 21 日 1 ヶ月
 至 令和 7 年 3 月 20 日

3. 事実概要
株式会社高見澤及び使用人は、令和 4 年 10 月 14 日に発生した同社小布施工場における死亡事故に関し、労働安全衛生法違反で略式起訴され、令和 6 年 11 月 25 日付けで長野地方裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。

4. 指名停止措置理由
上記業者の行為は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 5 9 年 3 月 2 9 日付け建設省厚第 9 1 号。以下「指名停止措置要領」という。）別表第 2 第 15 号に該当する。

＜指名停止措置要領別表第 2 第 15 号＞

措置要件	期間
（不正又は不誠実な行為） 15 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 ヶ月以上 9 ヶ月以内

○問い合わせ先
国土交通省 国土技術政策総合研究所
総務部 契約財産管理官 鈴木 一夫
茨城県つくば市旭 1 番地 電話 0 2 9 - 8 6 4 - 0 5 6 4